

郡山市建築物等維持管理業務委託契約に係る指名競争入札参加者等の資格審査、指名等に関する要綱

平成8年3月18日制定
令和5年3月30日最終改正
[財務部契約検査課]

- 第1章 総則（第1条・第2条）
- 第2章 指名競争入札の方法による契約
 - 第1節 入札参加資格の審査等（第3条－第6条）
 - 第2節 入札参加者の指名基準（第7条）
 - 第3節 入札参加者の指名等（第8条－第10条）
- 第3章 随意契約の方法による契約（第11条）
- 第4章 補則（第12条）
- 附則

第1章 総則

（趣旨）

第1条 この要綱は、郡山市契約規則（昭和40年郡山市規則第49号。以下「規則」という。）第36条の規定に基づき、市が指名競争入札（以下「入札」という。）の方法により市有建築物等の維持管理業務に係る委託（以下「業務委託」という。）の契約を締結しようとする場合における入札に参加することができる者の資格（以下「入札参加資格」という。）の審査、指名等及び地方自治法施行令（昭和22年政令第16号。以下「施行令」という。）第167条の2の規定に基づき、随意契約の方法により契約を締結しようとする場合における見積りに参加することができる者（以下「見積人」という。）の指名等について定めるものとする。

（入札参加資格の申請）

第2条 業務委託の契約に係る入札参加資格の申請の時期及び方法については、郡山市を発注者として、指名競争入札の方法により工事若しくは製造の請負、物品調達又は建築物等維持管理業務委託の契約を締結しようとする場合における当該入札に参加する者に必要な資格及びその審査の申請の時期並びに当該申請に必要な書類等（平成7年郡山市告示第131号。以下「市告示第131号」という。）に定めるところ及び必要のつど告示するところによる。

第2章 指名競争入札の方法による契約

第1節 入札参加資格の審査等

（入札参加資格の審査及び認定）

第3条 入札参加資格の審査及び認定は、次に掲げるところにより、市長が行うものとする。

- (1) 市告示第131号第1第1項から第6項まで、第10項又は第11項のいずれかに該当する者を除き、入札参加資格の認定を行うこと。
- (2) 前号の認定は、市告示第131号第11に定める資格審査事項について審査した上で、その結果により行うこと。

（有資格業者名簿への登録等）

第4条 市長は、入札参加資格の審査を受けようとする者（以下「申請者」という。）のうち前

条の規定により入札参加資格を有すると認定した者（以下「有資格業者」という。）については、当該有資格業者を建築物等維持管理業務委託入札参加有資格業者名簿（以下「有資格業者名簿」という。）に登録するとともに、審査の結果を当該申請者に通知するものとする。

2 有資格業者名簿は、契約検査課長が管理し、その副本については、市の電子情報処理組織を使用して、電磁的記録として保管し、又は掲示する。

3 有資格業者名簿は、郡山市入札及び契約の過程並びに契約の内容の公表に関する事務取扱要領（平成13年11月6日制定。）に定める方法により公表するものとする。この場合において、公表内容は、個人情報保護及び競争性の確保の観点から商号又は名称、住所又は所在地、代表者又は内部受任者職氏名、登録番号、登録業種及び電話番号とする。

（申請事項の変更等）

第5条 入札参加資格の申請者又は有資格業者は、次の各号に掲げる事項のいずれかに変更があったとき又は廃業したときは、遅滞なく建築物等維持管理業務委託入札参加資格審査申請事項変更届（第1号様式）に変更事項等を証する書類を添えて、市長に提出しなければならない。

- (1) 商号又は名称
- (2) 住所又は所在地
- (3) 代表者職氏名
- (4) 組織
- (5) 内部受任者職氏名
- (6) 委任先
- (7) その他特に事業の内容に変更をきたす事項

（入札参加資格の承継）

第6条 有資格業者が合併、会社分割及び事業譲渡等の組織再編等により他の者に当該入札参加資格を承継させる場合は、郡山市指名競争入札参加有資格業者の入札参加資格の承継に係る事務取扱要領（平成31年4月1日制定）第4条の規定により関係書類を添えて市長に提出しなければならない。

第2節 入札参加者の指名基準

（指名基準）

第7条 入札に参加させようとする者（以下「入札参加者」という。）を指名する場合は、実施しようとする業務委託の設計金額、目的、形態、規模、性質等を考慮するとともに、次に掲げる事項に留意し、有資格業者名簿に登録されている有資格業者のうちから指名しなければならない。ただし、当該有資格業者では入札に参加させることが困難な場合は、当該有資格業者以外の業者を指名することができるものとする。

- (1) 経営及び信用の状況
- (2) 指名停止等の状況
- (3) 不誠実な行為の有無
- (4) 官公庁における契約実績
- (5) 過去の契約履行成績
- (6) 地域的条件
- (7) 専門性及び技術的適性

(8) 契約履行能力

第3節 入札参加者の指名等

(業務委託の指名内申等)

第8条 市有建築物等の管理者（以下「所管課長」という。）が、業務委託を実施しようとする場合は、予算執行伺（郡山市財務規則（昭和40年郡山市規則第48号）第53条の予算執行伺をいう。以下同じ。）により契約権者（規則第2条第4号の契約権者をいう。以下同じ。）の承認を受けるものとする。

2 所管課長は、設計金額（長期継続契約にあっては、その契約期間の執行予定額の総額。以下同じ。）が1,000万円以上の業務委託の場合については、予算執行伺により所管部長（所管課長の属する部の長をいう。次項において同じ。）の承認を受けた後、当該業務委託に係る入札参加者を契約検査課長に内申しなければならない。

3 所管課長は、別表に定める業務委託のうち、設計金額が1,000万円未満のものについては自らが承認をした後、当該予算執行伺により当該業務委託に係る入札参加者を契約検査課長に内申しなければならない。

(指名審査等)

第9条 契約検査課長は、設計金額が1,000万円以上の業務委託の入札参加者の内申を受けたときは、これを郡山市契約審査会（以下「審査会」という。）に諮り、当該入札参加者の審査を受けなければならない。

2 契約検査課長は、設計金額が1,000万円未満のものについては自らが審査をするものとする。

3 契約権者は、第1項及び第2項の審査の結果に基づき、入札参加者の決定を行うものとする。

(契約検査課長への内申対象とならない業種に係る指名)

第10条 別表に定めのない業種に係る業務委託のうち、設計金額が1,000万円未満のものについては、所管課長が、予算執行伺により入札参加者を選定し、契約権者が入札参加者の決定を行うものとする。

第3章 随意契約の方法による契約

(随意契約に係る見積人の指名等)

第11条 随意契約の方法により契約する場合については、原則として有資格業者名簿に登録されている有資格業者のうちから、第7条の指名基準に基づき、所管課長が予算執行伺により見積人を選定し、契約権者が見積人の決定を行うものとする。ただし、当該有資格業者では見積に参加させることが困難な場合は、当該有資格業者以外の業者から見積人を選定し、見積人の決定を行うことができるものとする。

2 前項の規定にかかわらず、別表に定める業務委託については、第8条及び第9条の規定を準用する。

第4章 補則

(委任)

第13条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は市長が別に定める。

附 則

(施行期日)

この要綱は、平成8年3月18日から施行する。

附 則

(施行期日)

この要綱は、平成8年12月9日から施行する。

附 則

(施行期日)

この要綱は、平成12年4月3日から施行する。

附 則

(施行期日)

この要綱は、平成14年2月20日から施行する。

附 則

(施行期日)

この要綱は、平成14年12月20日から施行する。

附 則

(施行期日)

この要綱は、平成18年10月2日から施行する。

附 則

(施行期日)

この要綱は、平成19年2月20日から施行する。

附 則

(施行期日)

1 この要綱は、平成19年4月2日から施行する。

2 この要綱の施行の際に、改正前の様式の規定に基づき作成された用紙は、改正後の要綱の様式の規定にかかわらず、当分の間使用することができる。この場合においては、なお改正前の規定の例による。

附 則

(施行期日)

この要綱は、平成19年12月20日から施行する。

附 則

(施行期日)

1 この要綱は、平成20年12月1日から施行する。

(経過措置)

2 この要綱の施行の日前に改正前の郡山市建築物等維持管理業務委託契約に係る指名競争入札参加者等の資格審査、指名等に関する要綱の規定によりなされた処分、手続その他の行為（指名停止等に係るものを除く。）は、改正後の郡山市建築物等維持管理業務委託契約に係る指名競争入札参加者等の資格審査、指名等に関する要綱（次項において「新要綱」という。）の相当規定によりなされた処分、手続その他の行為とみなす。

3 新要綱は、平成21年度以後の年度に行われる建築物等維持管理業務委託に係る指名競争入札

参加者の資格審査、指名等について適用し、平成20年度までに行われる建築物等維持管理業務委託に係る指名競争入札参加者の資格審査、指名等については、なお従前の例による。

- 4 この要綱の施行の際現に改正前の様式の規定に基づき作成されている用紙は、当分の間、所要の調整をして使用することができる。

附 則

(施行期日)

この要綱は、平成23年5月2日から施行する。

附 則

(施行期日)

この要綱は、平成24年1月12日から施行する。

附 則

(施行期日)

- 1 この要綱は、平成25年2月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 この要綱の施行の際現に改正前の様式の規定に基づき作成されている用紙は、当分の間、所要の調整をして使用することができる。

附 則

(施行期日)

- 1 この要綱は、平成26年9月12日から施行する。

(経過措置)

- 2 この要綱の施行の際現に改正前の様式の規定に基づき作成されている用紙は、当分の間、所要の調整をして使用することができる。

附 則

(施行期日)

- 1 この要綱は、平成28年9月15日から施行する。

(経過措置)

- 2 この要綱の施行の際現に改正前の様式の規定に基づき作成されている用紙は、当分の間、所要の調整をして使用することができる。

附 則

(施行期日)

- 1 この要綱は、平成30年9月7日から施行する。

(経過措置)

- 2 この要綱の施行の際現に改正前の様式の規定に基づき作成されている用紙は、当分の間、所要の調整をして使用することができる。

附 則

(施行期日)

この要綱は、平成31年4月1日から施行する。

附 則

(施行期日)

- 1 この要綱は、令和2年3月30日から施行する。

(経過措置)

- 2 この要綱の施行の際現に改正前の様式の規定に基づき作成されている用紙は、当分の間、所要の調整をして使用することができる。

附 則

(施行期日)

- 1 この要綱は、令和2年6月1日から施行する。

附 則

(施行期日)

- 1 この要綱は、令和2年8月31日から施行する。

(経過措置)

- 2 この要綱の施行の際現に改正前の様式の規定に基づき作成されている用紙は、当分の間、所要の調整をして使用することができる。

(施行期日)

- 1 この要綱は、令和3年4月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 この要綱の施行の際現に改正前の様式の規定に基づき作成されている用紙は、当分の間、所要の調整をして使用することができる。

附 則

(施行期日)

- 1 この要綱は、令和4年11月1日から施行する。

附 則

(施行期日)

- 1 この要綱は、令和5年4月1日から施行する。

別表（第8条、第10条、第11条）

契約検査課長への内申対象となる業種

消防設備保守点検
浄化槽保守管理
緑地等維持管理
建物清掃
警備
受付案内

第1号様式（第5条関係）

建築物等維持管理業務委託入札 参加資格審査申請事項変更届

年 月 日

郡山市長

住所又は所在地
届出者 商号又は名称
代表者職氏名

下記のとおり変更（廃業）したので届け出ます。

記

変更（廃業）事項	変更前	変更後

◎ 変更（廃業）年月日 年 月 日

◎ 入札参加資格登載業種（番号を○で囲むこと）

1 冷暖房設備運転監視	13 緑地等維持管理	27 引っ越し整理
2 冷暖房設備保守点検	14 建物清掃	28 ごみ収集運搬
3 自家用電気工作物保守点検	15 貯水槽清掃	29 地下タンク漏洩検査
4 消防設備保守点検	16 ボイラー缶体清掃	30 水処理施設保守管理(上水道)
5 昇降機保守点検	17 排水管清掃	31 水処理施設保守管理(上水道以外)
6 自動ドア保守点検	18 ねずみ、昆虫駆除	32 プール施設保守管理
7 監視テレビ保守点検	19 白あり防除	33 遊具等保守管理
8 音響・視聴覚設備保守点検	20 警備（常駐・巡回・駐車場）	34 水質測定
9 厨房機器保守点検	22 警備（機械）	35 ごみ処理施設運転保守管理
10 舞台装置保守点検	24 受付案内	36 自家発電設備保守管理
11 無線電話設備保守点検	25 室内環境測定	37 火葬炉運転・火葬場管理
12 浄化槽保守管理	26 ばい煙測定	38 火葬炉設備保守点検

◎ 入札参加受付番号

◎ 登録番号